

## 「機会の平等は法律です」

連邦政府からの財政支援を受けている受領者が、米国に住む個人を人種、肌の色、宗教、性別（妊娠、出産、その他の関連する医療事情、性的なステレオタイプ、性転換、性同一性を含む）、出身国（英語の能力に制限があることを含む）、年齢、障害、政治的所属、信念を理由に差別することまたは、Workforce Innovation and Opportunity Act（労働力の革新および機会に関する法律：WIOA）のタイトルIに基づいて財政支援を受けているプログラムの受益者、参加を希望する申請者または参加者を、その個人の市民権の有無あるいはWIOAタイトルIに基づいて財政支援を受けているプログラムまたは活動に参加していることを理由に差別することは法律で禁じられています。

連邦政府による財政支援の受領者は、障害を持つ個人とのコミュニケーションが、障害を持たない個人とのコミュニケーションと同様に有効なものであるよう適切な手段を講じなければなりません。これは、要請に応じ受領者が資格を持つ障害者に対し、その障害者に費用を負担させることなく適切な補助的援助とサービスを提供する必要があることを意味します。

## 経験豊富な差別を受けていると思われる場合の対処方法

あなたが、WIOAタイトルIに基づいて財政支援を受けているプログラムまたは活動のもとで差別を受けたと考えている場合は、その出来事の起こった日から180日以内に、その受領者のEqual Opportunity Officer（機会均等責任者）またはその受領者に指名された人物に苦情を申し立てることができます。苦情は、Employment Development Department（雇用開発部）またはCivil Rights Center of the Department of Labor（労働省公民権センター）に以下の住所宛に郵送することができます。

**Equal Opportunity Officer  
Employment Development Department (EDD)  
PO Box 826880, MIC 83  
Sacramento, CA 94280**

または

**Director, Civil Rights Center (CRC), Department of Labor  
200 Constitution Avenue NW, Room N-4123  
Washington, DC 20210**

また苦情はEDD宛に電子メールでEEOmail (EEOmail@edd.ca.gov)へまたはDepartment of Labor（労働省）の指示に従って、Civil Rights Center（公民権センター）(dol.gov/crc)へ提出することもできます。

あなたが受領者に対し苦情を申し立てる場合、受領者が書面にてNotice of Final Action（最終措置の通知）を準備するかまたは90日間かのどちらか短い方の期間待ってから、CRC（上記住所を参照のこと）に苦情を提出してください。

あなたが苦情を申し立てた日から90日以内に受領者が書面によるNotice of Final Action（最終措置の通知）をあなたに提供しない場合は、受領者が通知を準備するのを待つことなく、CRCに苦情を申し立てることができます。ただし、CRCへの申立は90日の締め切りから30日以内に（言い換えるとあなたが受領者に苦情を申し入れてから120日以内）に行わなければなりません。

受領者があなたにNotice of Final Action（最終措置の通知）を提供したものが、その決定または解決策にあなたが満足できない場合は、CRCに苦情を申し立てることができます。CRCへの苦情の申し立ては、Notice of Final Action（最終措置の通知）を受け取ってから30日以内に行わなければなりません。